

青森大学学科会議規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第54条の規定に基づき、学科会議の運営について必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 学科会議は、当該学科の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって組織する。

(所掌事項)

第3条 学科会議は、次の事項を審議する。

- (1) 教育及び研究の実施に関する事
- (2) 学生指導の連絡、調整に関する事
- (3) 学部長の諮問した事項に関する事
- (4) その他学科運営に関する事

(議長)

第4条 学科会議は、学科長がこれを招集し議長となる。

2 学科長が不在のときは、あらかじめ学科長が指名した者が議長の職務を代行する。

(開催)

第5条 学科会議は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、学科長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。

(議事録及び報告)

第6条 学科長は、学科会議の開催の都度、議事録を作成して保管するとともに、審議の結果を速やかに学部長に報告しなければならない。

2 学部長は、前項の報告を必要に応じ学長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 学科会議の庶務は、事務局が処理する。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。